

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R5-①)

施策名	復興支援に係る施策の推進				担当部局名	復興特区班 被災者支援班 医療・福祉班		作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 佐藤 将年 参事官 信夫 秀紀 参事官 大武 喜勝			
施策の概要	復興特区支援利子補給金については、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。被災者支援総合交付金については、復興のステージが進展する中、各被災自治体等において直面する課題・ニーズに的確に対応できるよう、被災者支援に関する基幹的取組を一括して支援する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進						
達成すべき目標	復興特区支援利子補給金については、対象事業の実施により、雇用機会の創出等を図ることを目標とする。被災者支援総合交付金については、一つの事業計画の下で、被災自治体等における取組を一体的に支援することにより、各被災自治体等において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施する。				目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)第44条 「復興特別区域基本方針」(令和4年6月3日閣議決定(改定)) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定(改定)) 平成27年1月総合対策(50の対策)及び平成27年7月総理指示に従い、総合交付金として拡充		政策評価実施予定時期	令和7年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
1 復興特区支援利子補給金の支援対象事業における新規雇用者数(累計)	9,227人	4年度	9,268人	5年度	-	-	-	9,268人	-	-	-	・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、その測定指標として対象事業者の新規雇用者数(累計)を採用した。 ・目標値については、2年度から4年度へのトレンドを直線推計して算出した。
2 具体的な支援がなくなった見守り等の支援対象世帯数	28,000世帯	27年度	41,000世帯	5年度	31,000世帯	37,000世帯	41,000世帯	41,000世帯	41,000世帯	41,000世帯	-	・本事業は、被災者の自立した日常生活を支援するものであることから、『具体的な支援がなくなった世帯数』を目標値として設定した。 ・事業の実施状況を精査し、毎年目標を設定する。
3 子育てイベントの参加人数	72,000人	27年度	24,000人	5年度	72,000人	24,000人	24,000人	24,000人	-	-	-	・被災地のニーズを精査しつつ、毎年目標を設定する。
4 子どもの情緒と行動に関する尺度	9.5%	22年度	9.5%	7年度	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	-	・本事業は、福島県の子供の心身の健康の保持を支援するものであることから、子供のこころの健康度を測定する指標として、「子どもの情緒と行動(SDQ)」の結果を採用した。 ・何らかの問題行動等を有するリスクが高い子どもの割合の全国平均が9.5%であることから、全国平均を目標値として設定した。 ・行政事業レビューシートで設定する指標の変更に伴い新たに設定した。
5 「心の復興事業」参加者数	15,000人	27年度	39,000人	5年度	60,000人	45,000人	45,000人	39,000人	-	-	-	・採択団体の事業規模を基に毎年度目標を設定する。
					9,146人	9,166人	9,227人	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度	3年度	4年度	5年度			
(1) 復興特区支援利子補給金 (平成23年度)	8.18億円 (7.98億円)	6.55億円 (6.29億円)	6.41億円 (4.82億円)	4.94億円	1	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、指定金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。 (融資実行後5年間、利子補給率0.7%以内)	2023-復興-22-0001
(2) 被災者見守り・相談支援 事業 (平成27年度)	154.96億円 (108.75億 円)	125.19億円 (82.32億 円)	115.27億円 (75.68億 円)	102.01億円	2	被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築するため、市町村等が実施主体となって、①生活支援相談員の配置等を通じて、見守り・相談支援など日常生活上の生活支援、住民相互の交流機会の提供、②被災者支援を行う関係団体間の活動内容等を調整するための「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催、③被災者支援技法に関する研修や被災者支援に従事する者の活動のバックアップなどを行うために必要な費用を交付する。	2023-復興-22-0002
(3) 被災した子どもの健康・生 活対策等総合支援事業 (平成26年度)					3	様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施するために要する費用を交付する。	2023-復興-22-0002
(4) 福島県の子供たちを対象 とする自然体験・交流活 動事業 (平成26年度)					4	福島県の子供の心身の健康の保持を図るため、福島県内の子供を対象として自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を実施する県内の学校や社会教育団体等に対し、事業実施に必要な経費(宿泊費、交通費、活動費)を交付する。	2023-復興-22-0002
(5) 被災者支援総合事業 (平成28年度)					5	住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者支援にかかるメニューを統合した事業を拡充。自治体や支援団体に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	2023-復興-22-0002
(6) 子供への学習支援による コミュニティ復興支援事業 (被災者支援総合交付金 の1メニューとなったのは 平成29年度から)					-	東日本大震災の被災地の子供たちの学習環境の好転や地域コミュニティの復興促進を図るため、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域の方々の参画を得た上で、放課後子供教室等の学習支援活動等を行う自治体等に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	2023-復興-22-0002
(7) 被災者の心のケア支援事 業 (平成25年度)					-	東日本大震災における被災地において、精神保健医療行政機能及び精神医療サービス機能を補完する支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図るために必要な経費を交付する。	2023-復興-22-0002
施策の予算額・執行額					163.14億円 (116.73億 円)	131.74億円 (88.61億 円)	121.68億円 (80.5億円)